

平成 30 年 8 月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 8 月 30 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 30 年 8 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 30 年 8 月 30 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(14 人)

会長	松山多作			
会長職務代理者	2 番	小崎八郎治		
委員	3 番	吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番	宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番	岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番	土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 13 番 迎 広子委員 14 番 浦 いせ子委員
- 第 2 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく平成 30 年度第 2 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 4 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 2 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 5 その他
  - ・ 県北地域農業委員会会長・事務局長会議の報告について
  - ・ 新上五島町農業委員会との意見交換会について
  - ・ 10 月の総会の日程について
- 第 6 議案第 13 号 農業委員会委員の辞任同意について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸  
書記 西 浩康

7. 議事参与制限 議案第 11 号 10 番 北野長義委員  
議案第 12 号 10 番 北野長義委員 11 番 入口政隆  
議案第 13 号 14 番 浦 いせ子委員

## 8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年8月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

出席委員は14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。

一昨日から昨日にかけて、農業委員会研修会はお疲れ様でした。本日は雨の予定でしたが、朝方降っただけで、また熱い一日になりました。どうぞ、健康に気を付けて頑張ってください。

それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、13番 迎 広子委員 14番 浦 いせ子委員をお願いします。

続きまして、日程第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について を議題とします。事務局のほうから、説明をお願いします。

西書記： それでは報告第4号について説明します。

今回の合意解約の件数は13件です。田が1筆、畑が18筆の計19筆、合計面積28,334㎡の報告となります。各農地の所在、地目、面積についての説明は割愛させていただきます。報告第4号のとおりです。

解約の理由ですが、番号1から6の案件につきましては、それぞれ農地法第3条の賃貸借権の設定により農地所有者から貸借人へ貸し付けていたもので、後ほどの議案第11号、12号の集積・配分計画で出てきますが、中間管理事業に乗せかえるにあたっての合意解約になっております。

次に番号7から22の案件につきましては、それぞれ中間管理事業により利用権の設定をしていた農地です。

まず7・8の農地は、本年5月の総会に農地転用の案件でお諮りし許可した相津の●●●●さん使用のリース牛舎建設地でありまして、建設工事の準備に入っておりますので賃貸借権の合意解約をするものです。

次に番号9・10の農地は、●●●●さん使用のリース牛舎建設地の代替地として木場の▲▲▲▲さんへ所有権移転されており、今回、賃貸借権の合意解約をするものです。

続いて番号11・12の農地についてですが、本年6月の総会の折、農地法第3条により中村の▼▼▼▼さんから■●●●さんへ所有権移転が許可されており、今回、賃貸借権の合意解約を

するものです。

次に番号 13 と 18 から 22 の案件ですが、これも後ほどの議案第 12 号の配分計画の再設定分  
で出てきますが、新たな貸借人へ再設定するためこれまでの配分計画を解約するものです。

次に番号 14 から 17 の案件ですが、14・15 番については無償での使用貸借権の設定を有償の  
賃貸借権の設定へ変更するため、一度、貸借権の設定を解約するものです。16・17 番について  
は、逆に有償の賃貸借権の設定を無償の使用貸借権の設定へ変更し、新たな貸借人へ配分する  
ため貸借権の解約をするものです。これも後ほどの議案第 12 号の配分計画に出てまいります。

報告については、以上です。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

<質疑なし>

松山会長： それでは、報告第 4 号についてはよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第 3 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基  
づく平成 30 年度第 2 回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。事務局のほ  
うから、議案の説明をお願いします。

西書記： 議案第 11 号については、北野委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席を  
お願いします。

<北野委員 退席>

西書記： それでは議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく平成 30 年度  
第 2 回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規  
定に基づき農業委員会の審議に付す。平成 30 年 8 月 30 日 小値賀町農業委員会会長 松山多作  
です。

まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表です。

内訳としましては、賃貸借による権利が、すべて貸付期間 10 年以上で 10 筆 17,429 m<sup>2</sup>の畑  
です。次に使用貸借による権利が、田についてはすべて貸付期間 10 年以上で 11 筆 14,807 m<sup>2</sup>  
です。畑については、貸付期間 3～5 年が 1 筆 2,078 m<sup>2</sup>で、貸付期間 10 年以上が 14 筆 16,083  
m<sup>2</sup>で、畑の合計は 15 筆 18,161 m<sup>2</sup>で、田と畑を合計して計 26 筆 32,968 m<sup>2</sup>です。また合計の欄  
の右下の方ですが、賃貸借による権利と使用貸借による権利分を合計しまして、計 36 筆の  
50,397 m<sup>2</sup>ということで、集積計画が出されています。

次に集計表をめぐっていただくと各筆明細書があり、ここには載っておりませんが、基本的にはこれまで同様、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社へ中間管理権という権利が発生し、長崎県農業振興公社を通して借受人の方へ貸し付けられる形となります。貸付期間については、整理番号 30-6 の柳郷字成岳〇〇〇番の◆◆◆◆さん所有の畑 1 筆が平成 30 年 10 月 10 日から 35 年 10 月 9 日までの 5 年間となっており、その他の 35 筆は平成 30 年 10 月 10 日から 40 年 10 月 9 日までの 10 年間となっています。契約形態はご覧のとおりで、一筆ずつの説明は割愛させていただきます。以上で、議案第 11 号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。  
何もないようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。  
許可することにいたします。

<北野委員 入室>

松山会長： 続きまして、日程第 4 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 2 回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： 議案第 12 号については、北野委員、入口委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<北野委員、入口委員 退席>

西書記： それでは議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 2 回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成 30 年 8 月 30 日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作 です。

配分計画（案）につきましては別添のとおりということで、様式 5-2 号の一覧表を付けておりますけれども（2018. 7. 13 と記載されている方）、先程の議案第 11 号の筆数と合致いたします。筆数総計 36 筆の 50,397 m<sup>2</sup>につきましては、先程の議案第 11 号の審議の中で中間管理機構への中間管理権が設定されることになりましたが、今度は、中間管理機構からお手元の資料の右側の方に受け手の名前が書いてあるかと思っておりますけれども、受け手の方への利用権設定がされる分になります。契約の始期はすべて平成 30 年 10 月 10 日からで、終期は上から 6 番目

の柳郷字成岳〇〇〇番の◆◆◆◆さんの畑1筆だけが平成35年10月9日までで契約年数5年間、残りはすべて平成40年10月9日までの10年間の契約年数となっています。

それぞれの筆の詳細につきましてはお目通し願えればと思いますので、説明は割愛させていただきます。

また、もう1枚 様式5-2号の一覧表を付けておりますが、これは本日の報告第4号でも説明しました配分の再設定に係る分です。一覧表の右側の方の受け手の方に再設定される畑6筆 総面積10,186㎡です。契約の始期はすべて平成30年10月10日からですが、終期はそれぞれ最初に集積した残りの期間となりますので、番号1から5番が平成37年11月9日までの7年1ヶ月、番号6番が平成39年12月9日までの9年2ヶ月となっております。それぞれの筆の詳細につきましては説明を割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。  
何もないようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。  
許可することにいたします。

<北野委員、入口委員 入室>

松山会長： 続きまして、日程第5 その他について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは、その他についてです。

まず、農業委員会業務必携第85号という冊子をお配りしております。最近の農業の情勢や農地の利用最適化に関することが載っていますので、目を通していただけたらと思います。

次に、県北地区の農業委員会会長・事務局長会議が、今月の7日から8日に平戸市で開催されまして、県北3市2町の会長・事務局長が出席しました。各市町から、非農地判断について、農地中間管理事業についてなど、持ち寄り議題が7議題出てきました。

その中で、下限面積の別段面積の議題がありまして、これは全委員へお繋ぎした方がいいだろうと松山会長の意向でしたので、今回ご報告をいたします。別段面積というのは、各市町の農業委員会によって農地の所有権・使用収益権等を取得しようとするものが、耕作等をする農地の下限面積というのが定められていますが、都府県では50a、北海道では2haということになります。この下限面積を地域の実情を踏まえて、農業委員会が特別に別段の面積を設定するということが出来るようになっております。地域の実情というのは、例えば担い手が不足しているとか、遊休農地が深刻であるため新規就農の方を促したい、新規参入を促したいという場合に、下限面積を下げた新規就農をしやすいようにしましょうということになります。小値

賀町でも、黒島地区は10aを下限面積としています。

現在、都市部の住民が田舎の方へ移住したいという意向が増えている中、空き家バンクに登録されている空き家に付属した農地を空き家とともに取得したいという場合に、今の下限面積では取得しにくいために、特別に別段面積を設定して取得しやすいようにしましょうというのが、農地付き空き家の手引きについてという資料になります。これは、今年の3月に国土交通省の方から出されております。その資料を一枚めくっていただいて、田園回帰・移住の動向とありますが、農山漁村地域に移住してみたいという都市部の住民の方が3割を超えて30.6%ほど、意向調査で出てきているという結果があります。

次のページをご覧ください。移住希望者の農業への関心というのが高まってきていまして、その移住に関心のある都市部の住民の方の34.8%は、趣味として農林漁業をやってみたいと、または所得源（仕事）として、農林漁業をやってみたいというのが29.8%ということで、大変高い農林漁業に対する関心があるという結果が出ています。

資料の右の方に新規就農者の動向というのがありますが、新規就農者が就農時に苦労したことということで、「農地の確保」「住宅の確保」「地域の選択」の3項目が調査結果であがっています。そのような中で「農地付き空き家」の取り組みを行うことで、農地と住宅の確保といった二つの課題を一度に解決する手立てとなりうるのではないかということで、国土交通省の方で推進をしているそうです。

次に、空き家に付随した農地の別段の面積の設定ということで、農地の権利取得にあたっては、農業委員会の許可を受ける必要があり、一定の要件を満たす場合に許可することとなっています。これは、農地法第3条に規定されております。その一定の要件の中に、下限面積要件というのがありまして、先程も言いましたが、都府県は50a、北海道は2ha以上とされているところです。しかしながら、農業委員会の判断でこれより小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能です。小値賀町では黒島地区を10aということにしています。この「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を「別段の面積」として設定することが可能です。実際に、この規定により、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、「別段の面積」ということで1a（100㎡）まで引き下げ、新規就農者を呼び込む自治体の取り組みがっております。

次のページからは、農地付き空き家の取得に関する流れを載せています。その次には、実際に空き家バンクの紹介等が載っていますが、右下の方に、付属物として「駐車場」と「田」ということで載っているところです。

最後のページには、農地付き空き家の取り組みについての実績が載っています。兵庫県、島根県、大分県が載っています。

次の資料になりますが、下限面積要件における別段の面積の設定状況についてという資料ですが、全国の農業委員会は1,737農業委員会ありますが、その内、64%の委員会が別段面積を設定しているということです。その中の別段面積の設定の中でも、空き家とセットで農地を取得する場合についての別段面積を定めている市町村というのが載っています。この資料は、平成29年4月1日現在ですので、今ではもっと増えているのではないかと思います。福島県か

ら、鹿児島県の南さつま市まで載っております。下限面積は1 a 100 m<sup>2</sup>というのが多いですが、中には、1 m<sup>2</sup>というところもあります。

次のページに島原市が今年の4月1日から下限面積の別段面積を設定したということで載っています。真ん中の方に表がありますが、空き家に付属した農地に限定した設定ということで、空き家に付属した農地は1 m<sup>2</sup>が下限面積ということで指定されております。そういう取り組みを島原市でも始めたということです。

次に、佐賀市の下限面積の設定について載っています。これも、「佐賀市空き家バンク制度要綱」に規定されている空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の下限面積が1 m<sup>2</sup>ということで載っています。以下、佐賀市のホームページに載っている空き家バンクの情報を付けております。

県北地区会長・事務局長会議の方でも報告されたのですが、平戸市が9月から始めたいということでした。佐世保市は、時期は未定ですが、今後検討が必要との意見でした。小値賀町の状況ですが、総務課の方に確認したところ空き家バンクへの空き家の登録が10件ほどあります。その内に、農地付き空き家は1件と少なく、農地込みの取得を希望する方も今のところいっしょにないという状況だそうです。しかし、今後増えてくる可能性もあるかと思しますので、小値賀町でも今後検討していく必要があるかと思ひまして、全委員さんにもお繋ぎした方がいいかと、今回、ご報告させていただきました。空き家に付属した農地については以上です。

松山会長： みなさん、おわかりでしょうか。

事務局からもありましたが、小値賀の方でも空き家を改造したりして、移住など始まっているようですので、それに付随した農地を、農地法で制限した場合、転用もそうですが取得が出来ないという状態になりますので、空き家に付随した農地のみ、条件付けでの下限面積ですが、そのようなことも今後検討しなければならないのかなと思います。付いた農地と言いますが、家の横に1反も2反も付いた農地は付随とは言いませんので、それは農地法で下限面積をクリアしてもらわないと出来ないと思います。

また、現在、新規就農者がハウス栽培などやられていますが、その件につきましては、新規就農者についても、下限面積は50 a以上とかではなく、施設栽培をやられている人については10 a以上と決まっているかと思ひます。今後、こういうことが出来ないとも限りませんので、出来るだけ実情に合った対応をしていかないといけないと思ひます。今後協議を重ねていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

この件についてはよろしいでしょうか。引き続き事務局よりお願ひします。

西書記： 次回の総会の日程についてですが、以前、6月に予定しておりましたが、新上五島町さんとの意見交換会を豪雨のため延期していましたが、新上五島町の事務局長さんの方から連絡がありまして、来月9月に出来ないかと言われております。具体的な日程は、9月27日(木)か28日(金)はどうでしょうかということで、新上五島さんとの意見交換会の折に、小値賀町の総会をどう考えているのかどうかを聞いてみたいと思ひます。

松山会長： 27日はどうでしょうか。

何もなければ、27日でお願いします。時間はどうですか。

西書記： 総会を早目に13時から始めさせていただいて、新上五島町さんが13時の太古丸で着きますので、総会の方を30分程で終わらせて、そのまま意見交換会に入りたいと思います。

松山会長： 9月の総会は、27日(木)の13時からということで予定したいと思います。何かあれば、連絡したいと思います。

西書記： 農協からの連絡ですが、米の集荷がだいたい終わったところで、速報ですが、今年の集荷が4,114袋でして、昨年が5,656袋だったそうで、-1500袋以上となっています。一等米は、数百袋あったということです。

松山会長： 最後に、緊急上程議案が1件ありますので、事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは議案第13号 農業委員会委員の辞任同意について を議題とさせていただきます。議案第13号については、浦委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

<浦委員 退席>

西書記： それでは議案第13号 農業委員会委員の辞任届の提出があったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めます。平成30年8月30日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

今お配りしましたとおり、8月23日付けで浦いせ子委員より農業委員の辞任届が出されております。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条に委員等の辞任という条文がありまして、その第1項に「委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とあります。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うことになっておりますので、ご審議をお願いします。

辞任の理由につきましては、本年9月末日をもって小値賀町教育委員の方1名が任期満了に伴い退任いたします。その後任としまして浦委員さんへ教育委員への就任の願いがあったということです。浦委員さんも元小学校教諭であられましたので「私でお役に立てれば…」という思いで教育委員就任を承諾の意向と伺っております。ところが、教育委員に関する法律の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第6条に兼職禁止という条文があり、「教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の

5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。」と謳われており、この中の“地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員”に農業委員があたり、兼職つまり農業委員と教育委員を兼ねてもつことができないとなっております。そのことがわかって浦委員さんもかなり悩まれたようですが、ご自身のこれまでの経験を活かせるのは教育委員の方ではないかと決意されたようです。理由については、以上です。よろしくご審議をお願いします。

松山会長： 事務局より説明がありましたが、浦委員には、我々農業者とは別に利害関係のない委員ということで就任をされておりました。ですので農業にもあまり親しみはなかったようにも思いますけれども、一生懸命やっただいておりましたので、残念ですが、本人もそういう意向でございますので、みなさんのご決断をお願いします。同意に賛成の方は、挙手をお願いします。

<全委員 挙手>

松山会長： ありがとうございます。

みなさんのご意向ということで、農業委員会としては喜んで送り出すということでいかがでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： 後任については、極力早く、同じような委員を選ぶ必要があるかと思っておりますので、探していただければと思います。

事務局長： ただいま、会長の方からもありましたように、これもまた農業委員会の法律で、農業と直接利害関係のない方を必ず入れなければならないようになっております。それで、浦委員に就任していただいているのですが、その方が欠員となると法律の要件を満たさないこととなりますので、また、小値賀町の農業委員会の規則におきまして、欠員が出た場合は補充に努めるという努力義務もありますので、これから後任の方を、公募もしながら、なかなか自ら手を挙げていただける方もいませんので、各委員の方でもお心当たりある方がいましたら連絡をいただければと思います。よろしくをお願いします。

松山会長： ただいま、緊急議案として浦委員の辞任に同意するというので、全委員が賛成しましたので、浦委員にはまた他の部署で頑張っていただきたいと思っております。一言、浦委員をお願いします。

浦委員： 農業委員を引き受けてから、まだ一年と少ししか経っていない私です。引き受ける時は、私も何かできるのかなという期待がありました。皆さんと共に、全くわからない農業委員の中の活動の様子も少しだけわかってきたところもありますが、わからないことがほとんどです。そのような中で別のところから話がありまして、私としたりまだ一年も経っていませんし、一期

も終わっていない、他の委員に聞いても一年でわかるはずはない、二期・三期してはじめて少しわかってくるということを知り、そういうものなのかなということ、どうしようかなと迷いました。もう1つの方も受けて、農業委員会の方も受けてやっていたのかなと最初は承諾をしたのですが、話を聞いていると兼任は出来ないということでしたので、またそこで考えました。最初は、農業委員のことで勉強したいと思っていましたが、もう1つの方が、学校にもちょくちょく行っていますし、私の環境が教育ということに向いているのではないかと考えました。

本当に皆さんには、いろいろと教えていただいてこれからまた一緒に頑張っていきたいと思っていたところですが、もう1つの方で、また一から頑張っていきたいと思います。短い期間でしたが、本当にお世話になりました、ありがとうございました。

松山会長： ありがとうございました。

他に、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、総会はこれで終わります。ありがとうございました。